

令和3年度補正予算の概要（産業成長戦略関連事業）

事業の概要	補正額(千円)	ページ
Industry Innovation × DX (データ駆動型の食品・ヘルスケアプロジェクトの推進)	5,000	
①温泉を利用した新しいヘルスケアプロジェクト事業費 温泉を核とし、自然・歴史・文化・食・運動等と組み合わせた伊豆地域に適したヘルスケアサービスを創出するための調査を実施	5,000	2
Industry Innovation × DX (次世代自動車開発)	10,000	
②EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費 EV化・デジタル化の急速な進展による自動車産業の構造変化に対応するため、系列を超えた大手サプライヤ、中小企業等によるワークショップを開催し、企業間連携を促進	10,000	3
令和3年度補正予算による新規事業	56,968,100	
③新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成 新型コロナウイルス感染拡大による、緊急事態措置に伴い、休業または営業時間の短縮等の要請に応じた飲食店・施設へ協力金を支払う。	45,627,000	4～8
④ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費助成 宿泊施設等感染防止対策緊急強化事業費助成 「ふじのくに安全・安心認証制度」に登録する店舗・施設に対して必要な経費を助成	8,842,100	9
⑤中小企業等応援金事業費助成 緊急事態措置等に伴う、飲食店への休業・時短要請又は外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小企業等の事業継続を支援するため、応援金を給付	2,499,000	10、11
計	56,983,100	

事業名	温泉を活用した新しいヘルスケアプロジェクト事業費(新規)	予算額	現計	— 千円	担当課(室)	新産業集積課 (内線 2278)
			補正	5,000 千円		

1 事業目的

温泉を核とし、自然・歴史・文化・食・運動等と組み合わせた伊豆地域に適したヘルスケアサービスを創出するため、必要な調査を行う。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	補正額
調査項目	<p>伊豆半島の温泉資源の状況、本県のヘルスケア事業の現状を踏まえた新しいヘルスケアプロジェクトを推進するための基礎調査及び有識者等の意見に基づく調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の温泉資源実態調査 ・ 温泉資源を活用したヘルスケア事業の現状調査 ・ 温泉の効能に関する最新知見の調査 <p style="text-align: right;">ほか</p>	5,000

<参考>

区分	内容
サービス例	<ul style="list-style-type: none"> ・ パーソナルデータの収集・解析による個別健康プログラムの提供 ・ 温泉・食・運動などを組み合わせたアスリートの運動機能回復・向上 <p style="text-align: right;">ほか</p>

事業名	EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費	予算額	現計	327,000千円	担当課(室)	新産業集積課 (内線3622)
			補正	10,000千円		

1 事業目的

EV化・デジタル化の急速な進展による自動車産業の構造変化に対応するため、系列を超えた大手サプライヤ、中小企業等によるワークショップを開催し、企業間連携を促進する。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	現計	補正額	累計
企業連携促進 (新規)	ワークショップ開催 ・電動化やカーボンニュートラル対応、デジタル化等に関する4つのワーキンググループを設置(各2回) 試作品製作支援 ・ワーキンググループの議論を踏まえた試作品の製作支援	—	10,000	10,000
その他	支援プラットフォーム構築、研究開発・事業化助成 ほか	327,000	—	327,000
計		327,000	10,000	337,000

3 ワークショップの概要

大手、中小企業相互がフラットなディスカッションを展開し、参加企業の技術力、提案力の向上・強化、支援ニーズの把握につなげる。

区分	検討内容
電動化・カーボンニュートラルWG	電動化部品の探索やCO ₂ 削減の工法開発等
3Dデジタル技術WG	生産工程のデジタル化(CAD、CAE導入)
積層造形技術WG	3Dプリンタ(樹脂・金属)等の活用
次世代モビリティWG	空飛ぶクルマ、小型モビリティ等への技術応用

事業名	新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成(新規)	予算額	現計	— 千円	担当課(室)	危機対策課 (内線 3594)
			補正	159,000 千円		

1 事業目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、湖西市と協議の上、県の営業時間短縮要請に応じた飲食店へ協力金を支払う。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	補正額
協力金	県が営業時間の短縮要請をする飲食店への協力金	159,000
その他	事務費 (相談窓口設置費 ほか)	

<参考>制度概要

区分	内容
要請者	県が市町及び国と協議の上、要請 (新型インフルエンザ特措法第24条第9項に基づく要請)
要請の理由	更なる感染拡大を防止するため、以下の条件を総合的に判断 ・ 飲食店のクラスターが2件発生 ・ 直近1週間の新規陽性者数が75人/人口10万人
対象区域	湖西市全域 (対象施設数 約340店舗)
対象施設	飲食店
対象事業者	対象区域内で要請に応じた事業者 ・ 対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・ 静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
要請期間	令和3年5月19日(水)から令和3年6月1日(火)まで [14日間] (市及び国との協議による)
営業自粛時間	20時から翌朝5時まで (酒類提供は19時から翌朝5時まで自粛)
支給条件	業界団体等が定めるステッカーを掲示するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
協力金の額	事業規模により2.5~7.5万円×協力日数
交付・確認事務	湖西市
事務費	あり (振込手数料、郵送料等、県で定める経費)

事業名	新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成	予算額	現計	159,000 千円	担当課(室)	危機対策課 (内線 3594)
			補正	1,341,000 千円		

1 事業目的

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、沼津市及び下田市と協議の上、県の営業時間短縮要請に応じた飲食店へ協力金を支払う。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	補正額
協力金	県が営業時間の短縮要請をする飲食店への協力金	1,341,000
その他	事務費 (相談窓口設置費 ほか)	

<参考>制度概要

区分	内容
要請者	県が市町及び国と協議の上、要請 (新型インフルエンザ特措法第24条第9項に基づく要請)
要請の理由	更なる感染拡大を防止するため、以下の条件を踏まえ総合的に判断 ・直近1週間の新規陽性者数が人口10万人あたり25人以上 ・飲食関連のクラスターが複数発生 ・対象市町の所在する地域の病床占有率が逼迫
対象区域	・沼津市全域 (対象施設数：約2,240店舗) ・下田市全域 (対象施設数：約630店舗)
対象施設	飲食店 (食品衛生法上の許可を受けたもの)
対象事業者	対象区域内で要請に応じた事業者 ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
要請期間	令和3年7月28日(水)から令和3年8月10日(火)まで [14日間]
営業自粛時間	20時から翌朝5時まで (酒類提供は19時から翌朝5時まで自粛)
支給条件	ふじのくに安全・安心認証を申請するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
協力金の額	事業規模により2.5~7.5万円×協力日数
交付・確認事務	沼津市及び下田市
事務費	あり (振込手数料、郵送料等、県で定める経費)

事業名	新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成	予算額	現計		159,000千円	担当課(室)	危機対策課 (内線 3594)
			補正	7/30提案	1,341,000千円		
				今回提案	15,160,000千円		

1 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大による、まん延防止等重点措置区域への指定に伴い、営業時間の短縮要請を行うとともに、要請に応じた飲食店・施設へ協力金を支払う。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	現計	補正額		累計
			7/30提案分	今回提案分	
協力金	県が営業時間の短縮要請をする飲食店・施設等への協力金	159,000	1,341,000	15,160,000	16,660,000
その他	事務費 (相談窓口設置費ほか)				

<参考>制度概要

区分	内容
対象区域	東部・賀茂地域の全市町、静岡市、浜松市 22市町 【追加予定】磐田市、焼津市、藤枝市 3市
対象施設	飲食店、1,000㎡超の大規模集客施設(テナントを含む)
対象事業者	対象区域内で要請に応じた事業者 ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
要請期間	令和3年8月8日(日)から31日(火)まで [24日間] 【追加予定】令和3年8月15日(日)から31日(火)まで [17日間]
営業自粛時間	20時から翌朝5時まで(酒類の提供は終日行わないこと) ※大規模集客施設等におけるイベント開催の場合は21時から翌朝5時まで
支給条件	ふじのくにに安全・安心認証を申請するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
協力金の額(1日当たり)	【飲食店】 中小企業：事業規模により3~10万円(1日当たりの売上高の4割) 大企業：前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高減少額の4割 【大規模集客施設等】 大規模施設：1,000㎡当たり20万円×(短縮時間/通常営業時間)ほか テナント：100㎡当たり2万円×(短縮時間/通常営業時間)

事業名	新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成	予算額	現計	16,660,000千円	担当課(室)	危機対策課 (内線3594)
			補正	13,211,000千円		

1 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大による、緊急事態措置の適用に伴い、営業時間の短縮要請等を行うとともに、要請に応じた飲食店・施設へ協力金を支払う。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	現計	補正額	累計
協力金	県が営業時間の短縮要請等をする飲食店・施設等への協力金	16,660,000	13,211,000	29,871,000
その他	事務費 (相談窓口設置費ほか)			

<参考>制度概要

区分	内容
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店、1,000㎡超の大規模集客施設(テナントを含む)
対象事業者	対象区域内で要請に応じた事業者 ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
要請期間	令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで 【24日間】 (まん延防止等重点措置の重複期間8/20~8/31に係る経費を差し引いて計上)
要請内容	・酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店に対しては、営業時間の短縮要請(朝5時から20時までの営業時間とする)を行う。 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対しては、休業要請を行う。 ・大規模集客施設等に対しては、営業時間の短縮要請(朝5時から20時までの営業時間とする。イベント開催の場合は21時まで)を行う。
支給条件(飲食店)	ふじのくに安全・安心認証を申請するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
協力金の額(1日当たり)	【飲食店】 中小企業：事業規模により4~10万円(1日当たりの売上高の4割) 大企業：前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高減少額の4割 【大規模集客施設等】 大規模施設：1,000㎡当たり20万円×(短縮時間/通常営業時間)ほか テナント：100㎡当たり2万円×(短縮時間/通常営業時間)

事業名	新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成	予算額	現計	29,871,000 千円	担当課(室)	危機対策課 (内線 3594)
			補正	15,756,000 千円		

1 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大による、緊急事態措置の延長に伴い、休業または営業時間の短縮等の要請に応じた飲食店・施設へ協力金を支払う。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	現計	補正額	累計
協力金	県が営業時間の短縮要請等をする飲食店・施設等への協力金	29,871,000	15,756,000	45,627,000
その他	事務費 (相談窓口設置費ほか)			

<参考>制度概要

区分	内容
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店、1,000 m ² 超の大規模集客施設 (テナントを含む)
対象事業者	対象区域内で要請に応じた事業者 ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
要請期間	令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで 【18日間】
要請内容	・酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店に対しては、営業時間の短縮要請(朝5時から20時までの営業時間とする)を行う。 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対しては、休業要請を行う。 ・大規模集客施設等に対しては、営業時間の短縮要請(朝5時から20時までの営業時間とする。イベント開催の場合は21時まで)を行う。
支給条件(飲食店)	ふじのくに安全・安心認証を申請するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
協力金の額(1日当たり)	【飲食店】 中小企業：事業規模により4～10万円(1日当たりの売上高の4割) 大企業：前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高減少額の4割 【大規模集客施設等】 大規模施設：1,000 m ² 当たり20万円×(短縮時間/通常営業時間)ほか テナント：100 m ² 当たり2万円×(短縮時間/通常営業時間)

事業名	ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費助成（新規）	予算額	現計	— 千円	担当課室	危機対策課 (内線 3594)
			補正	5,542,100 千円		
	現計		— 千円	観光政策課 (内線 2858)		
	補正		3,300,000 千円			

1 事業目的

県内の飲食店及び宿泊施設等の安全で安心な受入体制を強化するため、「ふじのくに安全・安心認証制度」に登録する店舗・施設等に対して必要な経費を助成するとともに、認証施設の情報を発信する。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	補正額		
		飲食店 (危機対策課)	宿泊施設等 (観光政策課)	計
施設認証	施設の認証 ・現地確認 ・承認書発行 ほか	440,000	307,000	747,000
補助	機器等購入 認証施設が実施する感染防止対策に係る備品・消耗品の購入経費に対する助成 ・補助率：10/10 ・上限額：飲食店 100～300 千円 宿泊施設 500 千円	5,050,100	1,614,600	6,664,700
	大規模改修 感染防止対策に係る大規模な設備改修の経費に対する助成 ・補助率：3/4 ・上限額：7,500 千円	—	758,400	758,400
	非接触型対応 観光施設等の非接触サービス導入等の経費に対する助成 ほか	—	500,000	500,000
認証施設情報発信	HPやアプリによる情報発信 ・認証制度周知 ・認証施設を観光アプリ等で発信するためのデータベースの改修 ほか	52,000	120,000	172,000
計		5,542,100	3,300,000	8,842,100

事業名	中小企業等応援金事業費助成 (新規)	予算額	現計	— 千円	担当課(室)	経営支援課 (内線 2518)
			補正	1,290,000 千円		

1 事業目的

まん延防止等重点措置に伴う、飲食店への時短要請又は外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小企業等の事業継続を支援する。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	補正額
応援金	まん延防止等重点措置の影響を受けた中小企業等への給付	1,290,000
その他	事務費 (相談窓口設置費 ほか)	

<制度概要>

区分	一般枠 (国の月次支援金の要件緩和)	酒類事業者枠 (国の月次支援金の要件緩和、上乘せ)																	
対象	次の①又は②に該当する中小法人・個人事業者 (要件を満たせば、業種・地域は問わない) ①飲食店への時短要請の影響を受けているもの ②外出自粛等の影響を受けているもの	酒類の提供停止要請に応じた飲食店との取引により影響を受けている酒類製造・販売事業者																	
要件	2021年8月の売上が、2019年又は2020年同月と比較して30%以上50%未満減少していること	2021年8月の売上が、2019年又は2020年同月と比較して30%以上減少していること又は2ヶ月連続15%以上減少していること																	
給付額	対象月の売上減少額 法人：上限100千円 個人：上限50千円	<p>対象月の売上減少額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">売上減少率</th> <th colspan="2">上限 (千円)</th> </tr> <tr> <th>法人</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30%～50%未満</td> <td>200</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>50%～70%未満</td> <td>200</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>70%～90%未満</td> <td>400</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>90%～</td> <td>600</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※50%以上減少は国への上乗せ額</p>	売上減少率	上限 (千円)		法人	個人	30%～50%未満	200	100	50%～70%未満	200	100	70%～90%未満	400	200	90%～	600	300
売上減少率	上限 (千円)																		
	法人	個人																	
30%～50%未満	200	100																	
50%～70%未満	200	100																	
70%～90%未満	400	200																	
90%～	600	300																	
申請期間	令和3年9月以降																		

事業名	中小企業等応援金事業費助成	予算額	現計	1,290,000千円	担当課(室)	経営支援課 (内線2518)
			補正	1,209,000千円		

1 事業目的

緊急事態措置に伴う、飲食店への休業・時短要請又は外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小企業等の事業継続を支援するため、応援金を給付する。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	現計	補正額	累計
応援金	緊急事態措置の影響を受けた中小企業等への給付 ・給付対象：8月分、9月分	1,290,000	1,209,000	2,499,000
その他	事務費（相談窓口設置費 ほか）			

<制度概要>

区分	一般枠	酒類事業者枠
対象	次の①又は②に該当する中小法人・個人事業者（要件を満たせば、業種・地域は問わない） ①飲食店への休業・時短要請の影響を受けているもの ②外出自粛等の影響を受けているもの	酒類の提供停止要請に応じた飲食店との取引により影響を受けている酒類製造・販売事業者
要件	8月分は2021年8月、9月分は2021年9月の売上が、2019年又は2020年同月と比較して30%以上50%未満減少していること	8月分は2021年8月、9月分は2021年9月の売上が、2019年又は2020年同月と比較して30%以上減少していること又は当該月及び前月の2ヶ月連続15%以上減少していること
給付額	<p>対象月の売上減少額【8月、9月】</p> <p>【法人の場合】</p> <p>※個人事業者は上記の上限額の5割</p>	<p>対象月の売上減少額【8月、9月】</p> <p>【法人の場合】</p> <p>※50%以上減少は国への上乗せ額 ※個人事業者は上記の上限額の5割</p>
申請期間	8月分→令和3年9月以降、9月分→令和3年10月以降	